

公示送達書

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法第20条の2の規定により公示する。なお、この書類は、米原市市民部税務課において保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和8年7月6日

米原市長 角田 航也



記

書類の表示	送達を受けるべき者の氏名、名称、事務所または事業所	備考
令和8年度軽自動車税 督促状	辻 秀信	
令和8年度軽自動車税 督促状	サポート丸秀 株式会社	
令和8年度軽自動車税 督促状	川崎 友輝	
令和8年度軽自動車税 督促状	ダ シルバ バルデミル ダビ	
令和8年度軽自動車税 督促状	樋口 卓也	
令和8年度軽自動車税 督促状	西秋 吉伶	
令和8年度軽自動車税 督促状	TRAN VAN TUYEN	
令和8年度軽自動車税 督促状	QUANG VAN HUNG	
令和8年度軽自動車税 督促状	OHARA EDUARDO MITIO	
	以 上	

(注意事項) この書類は、地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達が行われたものとみなされます。